# 10月から「子ども手当」が変わります



# 申請をお忘れなく!

※これまで子ども手当を受給されていた方を含め、 すべての方の申請が必要です。

平成23年4月1日から施行されていた「平成22年度等における子ども手当の支給に関す る法律(つなぎ法)が、9月30日で施行期限を迎えることに伴い、10月1日から平成24年 3月31日までの期間に「平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法」が施行 されます。

これにより、子ども手当の受給要件や支給額等が変わります。また、平成24年4月以降 は、今回施行される特別措置法をもとに新しい手当制度に変わる予定です。

# 10 月からの子ども手当について

### 【手当月額】(平成23年10月分~平成24年3月分)

● 0歳~3歳未満 … 15,000円(一律)

● 3歳~小学校修了前・・・ 10.000円(第3子以降は 15.000円)

… 10,000円(一律) ● 中学生

### 【所得制限】

平成23年10月分~平成24年5月分については、「適用しない」。ただし、平成 24年度以降の新制度では、平成24年6月分から所得制限を「適用する」予定。

### 【その他の主な変更点】

- 支給対象の子どもに対して国内居住要件を設ける。(留学中の場合を除く)
- 児童養護施設等に入所している子どもについても、施設の設置者等に手当を 支給する。
- 未成年後見人や父母指定者(父母が国外にいる場合)にも、手当を支給する。
- 受給要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給する。 (受給者が単身赴任の場合を除く)
- 受給者の同意により、手当から保育料や学校給食費を差し引いて支給するこ とができる。

### 支給対象となるすべての方は申請が必要です

10月分からの子ども手当を受け取るためには、新しい法律において支給対象となるかどうかを審査します。

これまで手当を受け取っていた方を含め、対象となるお子さんをもつすべての方は、町への申請が必要です。(※公務員の方は、 勤務先へ申請してください。)



### 10月中旬以降に対象者へ申請用紙をお送りします

町では、10月中旬以降に平成23年9月30日現在で子ども手当の支給対象となるすべての方へ、「子ども手当認定申請用紙」をお送りします。



お送りする用紙には、受給者や支給対象となる子どもの 氏名、住所及び生年月日等が記載されていますので、内容 をご確認の上、期限までに町福祉課へ提出してください。

# 2月に手当を受け取るには、12月22日までに提出を!

申請用紙が送られてきた方が、10月分から平成24年1月分の手当を平成24年2月に受け取るには、12月22日までに申請書を提出してください。

3月31日までに申請書を提出すれば、10月分からの手当を受け取ることができますが、支給は平成24年6月になりますのでご注意ください。

# 🚺 ご注意ください

次に該当する方は、速やかに申請してください。(申請用紙は郵送されません) ※3月末までに申請しても、手当が発生した月まで遡って受け取ることはできません。

- ①10月1日以降に他の市町村から転入、または他の市町村へ転出された方
  - → 転入または転出した日(予定日)の翌日から15日以内に申請してください。 ただし、転出された方については、転出先での申請になります。
- ②10月1日以降にお子さんが生まれた方
  - → お子さんが生まれた日の翌日から15日以内に申請してください。



[お問い合わせ先] 町福祉課(担当・上光) ☎32-6704



### 「興道寺廃寺出土品」が町指定文化財に指定

土したのは初めてです。の遺跡で、塑像(螺髪等)。

出内

7

地名、人名、

、寺院 紀

が安置されてい

たと

ととい墨

う文字が持つ 書がされています。

意味とし

で、

(には少なくとも2体、形態的な特徴か

紀

で、蓋の天井部 は9世紀末か

耳 10

特徴

か 9

初年出

6 に

土しました。

成

21 年

- 度の 1

第

11

次

調 杳 0)

頭代

■ お問い合わせ先 文化財保護・町誌編纂室 **2** 32-0027

### 興 土品計22点が 頭 道 飛道寺廃寺」。 に建立さた 寺 廃 寺 さ半れに 土塑 9 そ た古 の遺跡

年度の第8次調

杳.

14

点。

開か

· 髪部分7点。 一で作られ た仏像 9 像

査にかけて出土しました。から平成22年度の第12次調・平成20年度の第10次調料 代は8世紀後半 か 5 次調 調 査

年代は~ 年代は~ 本ガ には、 古 1 代 つの遺跡から最 は8世紀で、 県 内 最も多量 県内で

# 平 須サ 恵業器 道寺 蓋な 書は

の銭貨が出土した事

平成18に18に 道寺 、神功開宝)4

代 道

寺

# 古資料)に指定されました。 町指定有形文化財(考 月1日付 像为 0

② 銭貨





③ 墨書土器

# 歴史フォーラム

# 「古代、耳川流域に造仏師がやってきた!~興道寺廃寺出土塑像をめぐって~」

今年のフォーラムは、興道寺廃寺で見つかった土造りの仏さまに迫ります!

10月15日(土)午後1時~4時30分 日時

定員 100 人 会場 町役場 3 階 正庁 参加費

講師 寺島 典人 氏(大津市歴史博物館学芸員)、亀田 修一 氏(岡山理科大学教授)

石川 知彦 氏(龍谷大学教授)



### 講座生募集中!

# 「みは主土曜歴史講座~美浜の歴史と文化を知ろう~」

美浜の歴史と文化を基礎から一緒に勉強しませんか?「美浜町ができるまで」から町内の伝統建 築を見るバスツアー、県の学芸員さんのお話等、幅広く分かりやすい講座になっています。

10月~平成24年3月の土曜日 午前10時~11時30分 全 10 回 (10/22、11/5、11/19、12/3、12/17、1/21、2/4、2/18、3/3、3/17)

会場 文化財保護·町誌編纂室(金山 14-1 美浜南小学校横)

対象 町内在住・在勤の方(定員に余裕があれば町外の方も受講可)

20人(定員を超えた場合は抽選) 定員 受講料 無料 申込締切 10月11日(火)

※お問い合わせ先 文化財保護・町誌編纂室 ☎ 32-0027



# エコクル美方『リサイクルフェア』概要

### 実施主体 美浜·三方環境衛生組合

### 開催目的

開催場所

循環型社会の形成を目的に、新たなライフスタイルと して唱えられている《3R》(リデュース:発生抑制、リ ユース:再利用、リサイクル:再生利用)への理解を広く

3R ++>



住民に求め、その意識向上 を図ることを目的に開催す る。

(2F展示ホール)

### 展示品引き取り方法

①リサイクルプラザに持ち込まれた不燃粗大ごみの中から、 家具類を中心に再生利用可能なものを展示し、引き取り 希望者の申し込みを受け付ける。

エコクル美方 リサイクルプラザ

②フェア終了後に希望者に無償で譲渡する。(希望者が複 数の場合は抽選)

美浜町及び若狭町(旧三方町区域)の住民











リザイクル で生活を豊かにしよう

美浜・三方環境衛生組合の取り組み

で譲渡するものです。 を中心に再利用可 引き取りを希望される方に無償 能なものを展

かけて開催された『リサイクルフェ ア』を紹介します。 今回は、 8月21日から9月2日に

ア』を開催しています。

エコクル美方『リサイクルフェ

浜・三方環境衛生組合では、 リサイクルプラザ開設後か

『リサイクルフェア』は、エ

ーコクル

れた不燃粗大ごみの中から、家具類 美方のリサイクルプラザに持ち込ま

# まだまだ使える展示物

目立った傷もなく、まだまだ使える ものばかりでした。 今回は、 その一部を紹介します。 計54点が展示され どれも ま



↑応接セット

催日は、

行政チャンネルでお知ら

します)。思わぬ収穫があるかも

の機会に会場へお越しください を見て興味を持たれた方は、ぜひ次 量化への第一歩です。今回の展示物

( 開

↑ソファー類

町

32 67 03

※お問い合わせ先 住民環境課(担当·田村

# リサイクルフェアへ

お越しください

クルフェア』を継続して開催する予 定期になりますが、 定です。 美浜・三方環境衛生組合では、 今後も『リサイ

物を大事に使うことは、ごみの



↑システムデスク

教職員の 原子力関連 施設視察研

を実施

教職 視察研修を実施しました。 8 員を対象に、 月25日と 26  $\exists$ 原子力関 න 2 H 間 連 施 町

設 内

0

美浜発電所の状況

今回の報告では、8月19日から9月16日までの美浜発電所の

市 菱重工 水型軽 関西光科学研究所(京都府 転サ 働く運転員や保修員の訓練や、 蒸気発生器の製作工程等を視察しま ,ター(高浜町)をはじめ、 4施設を訪問し、 今回の研修では、 ポ 水炉の (独)日本原子力研究開発機構 一業株 Ì ŀ 神戸造船所(兵庫 センター 重要機器の 原子力発電所で (おお 原子 一つである 木津川市) 1) 力研 原子力運 · 町 、 是県神戸 加圧 修 セ

状況等についてお知らせします。

には、 自分から動いて学んでいくことが を改めて感じた。 研修を通して、 説明を聞き、 与えられる情報だけでなく、

がある。 等について、 ういった意味でも、 修設備や研究開発、 から出てくることに問題がある。 広く広報していく必

働く人々の姿を見 「安心」を得るため 学ぶことの大切さ

ルギーへの転換等が議論されて 「安心」できない状況が後から後 安全性向上対策 今回視察した研 いる そ

信用が重要。 脱原発・卒原発・新エネ

くれているが「安心」を得るためには 早急に多くの安全対策を取って

↑訓練用配管の保修作業を見学する教職員 (原子力研修センター)

定格熱出力一定運転中

(平成22年11月19

 $\exists$ 

美浜2号機

第25回定期検査中

(平成22年11月24日~)

美浜

**1**号 機

福

島第一

原子力発

電

所

0

事

故

以

部抜粋

視察を終えた教職員からは

第25回

定期検査中

(平成23年5月14日~)

美浜3号機

▶9月8日に着任された

経済産業省 原子力安全・保安院 美浜原子力保安検査官事務所

> 所長 小野 祐二 氏

美浜原子力保安検査官事務所長を拝命しました小野 祐二です。

これまで原子力安全・保安院(本院)で原子力施設の 安全規制業務に携わって参りましたが、東日本大震災 以降は東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の対応 のほか、本年4月からは内閣府原子力被災者生活支援 チームで、原子力災害で被災されました福島の方々の 支援を行ってきました。

美浜発電所は、平成3年2月には2号機で蒸気発生器 伝熱管破損事故、平成16年8月には3号機で2次系配管 破断により11人の方が死傷するという痛ましい事故 が発生しており、こうした事故の教訓を風化させるこ となく、更なる安全を追求していくことが重要です。 また、関西電力の中で最も古いプラントであって、 号機は運転開始後すでに40年が経過し、2号機も来年 には40年を迎えるというプラントですので、確実に 高経年化対策を実施することが重要です。

我々職員一同は、地域の皆様に安心していただける よう、安全確保に取り組んで参るとともに、顔の見え る広報にも努めていく所存ですので、引き続き宜しく お願いいたします。

等を実施していきます。 育を進めていく上で必要となる研

子どもたちにも伝え、 子力利用・研究の現状を、 て信頼度が高まったように思う。 育てていきたい。 していきたい。 育を指導する際に、 今回の視察研修を通して学んだ原 町 子どもたちにエネルギー では、 さまざまな感想をいただきま ・環境について、 選ぶことができる判断力を 今後もエネルギー この研修を生か 子どもたち自身 未来のエネル 未来を担う -環境教 -環境 今